

広告掲載取扱要領

京都駅南北自由通路（南口駅前広場部分）及びみやこ夢てらすにおける広告枠、デジタルサイネージの設置について、次のとおり実施することとし、広告物を設置する事業者等（以下「広告設置者」という。）を募集します。

広告媒体	施設の名称	・「京都駅南北自由通路（南口駅前広場部分）」 ・「みやこ夢てらす」
	施設の所在地	京都市下京区東塩小路高倉町他 地先
	施設の概要・設置目的	京都駅の南北市街地間の自由往来を目的に整備した「京都駅南北自由通路」と、京都駅八条口における快適な歩行空間の創出や公共交通の乗り継ぎ利便性の向上等を目的に整備した「みやこ夢てらす」は、鉄道や商業施設の利用者だけでなく、国内外の観光客が多く往来する公共施設です。 これらの施設において、広告枠等の設置及び広告掲載を行う事業です。
	利用日	年中無休
	利用時間	京都駅南北自由通路（南口駅前広場部分） 24 時間 みやこ夢てらす 24 時間 ※ 施設管理上の支障が生じた際には、夜間閉鎖を行うことがあります。
	京都駅旅客人数	63.8 万人/日 ※（参考）移動等円滑化取組報告書（令和 6 年度版） J R 西日本：34.4 万人/日、J R 東海 ： 8.3 万人/日 近鉄 ： 7.5 万人/日、市営地下鉄：13.6 万人/日
広告の規格	広告の掲載可能位置	下記の道路内の公共施設 ①京都駅南北自由通路のうち、南口駅前広場部分 階段、エスカレーター周り壁面 別添図参照 ②みやこ夢てらす 柱周辺（別添図赤線範囲内） 別添図参照
	広告の大きさ	別添図の範囲内（1 箇所を複数に分割可）で、各広告のサイズと仕様を提案してください。なお、 <u>別図⑦⑧⑨については、デジタルサイネージを設置してください。</u> ディスプレイのサイズや設置数は提案によるものとします。 ただし、本施設から建物外部の公衆に訴求するような広告は、京都市屋外広告物等に関する条例に抵触するため不可とします。
	仕様	(1) 広告やデジタルサイネージに係るディスプレイ等の持込み媒体 ア 別添図の最大筐体サイズの範囲内で適切なサイズの媒体を設置すること。 イ 「みやこ夢てらす」柱の周囲に筐体を設置する際は、広告物の掲出媒体の設置に必要となる最小限のものと

		すること(広告面を大きく確保するための不必要な張出しは認めません。) ウ 点字ブロックに隣接して筐体を設置する場合は、600mm 程度の離隔を取ること。 ※事前に本市と協議が必要となる場合があります。 エ 「みやこ夢てらす」におけるデジタルサイネージに係るディスプレイ数は提案によるものとします。 オ 地震時等を含めて転倒・落下しないよう、しっかりと固定すること。設置については、工事期間中も含め、施設の利用・管理に支障を及ぼさないものであることを条件とします(別途、調整を要する場合があります。) カ 設置する筐体やディスプレイの色合いは周囲と調和の取れたものにすること。 キ 筐体等に「<u>広告</u>」と表示すること。 ク 音声は流さないこと。 (2) 広告 ア 広告には、右上部又は左上部に<u>「広告」</u>と表示すること。 イ 広告の内容については、事前に京都市に広告案を提出し、承認を得ること。差替えを行う場合も同様とします。 ウ <u>京都駅南北自由通路の公共性を考慮し、デジタルサイネージにおいては行政情報を放映 1 ロール中のうち 6 分の 1 程度表示すること。</u>
設置・放映条件	広告掲載料(税抜)	公募型指名競争入札制度により決定します。 入札金額は、設置箇所全体の合計(年額、税抜)とし、<u>予定価格は 14,000,000 円/年</u>とします。 ※ 広告掲載料には、デジタルサイネージに係る電気使用料を含みます。 ※ 本施設は道路区域内の公有施設であるため、上記とは別に、所定の基準に基づき算定する道路占用料をお支払いいただきます。 (京都市道路占用料条例に定める道路占用料) ・ 添加広告物 24,000 円/㎡(令和 8 年度時点) ・ 線類 16 円/m (") ※ 本事業は、年度途中に広告掲載(設置・撤去含む)を開始・終了するため、初年度及び最終年度の広告掲載料は日数で日割りした額とします。 なお、道路占用料については、初年度及び最終年度は月割りした額となります。 ※ 契約期間中に消費税率が変更された場合は、変更後の消費税率を適用するものとします。 ※ <u>道路占用料については、3 年毎に単価が見直されるため、今後、令和 9 年度及び令和 12 年度に単価が改定される予定であり、改定後はその単価が適用されます。</u>

	広告掲載期間	広告掲載期間は道路占用開始日から5年間とします。 ※ 道路占用開始日は、令和8年12月15日を予定しています。 ※ 広告掲載期間には、持込み媒体等の設置・撤去期間を含みます。
	広告物の作成主体	・ 広告、デジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の媒体は、広告設置者において用意してください。 ・ 掲示する広告については、広告設置者において制作してください。 ・ デジタルサイネージに表示する広告については、広告設置者において制作してください。 なお、行政情報については、本市から提供します。
	広告物の設置主体	・ 広告、デジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体の設置及び撤去は、広告設置者の負担において実施してください。 ・ 撤去後は広告設置者の責任で原状回復してください。
	広告物の設置方法	・ 広告、デジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体の設置方法については、本市と事前に協議してください。 ・ 現地での広告設置や電気工事等については、通路関係者との協議を必ず行い、原則として終電から始発までの間で行ってください。ただし、本市が認めた場合は、この限りではありません。 ・ 広告設置者が原因により生じた苦情や第三者に生じた損害の賠償等に関しては、広告設置者が自らの責任と負担により解決してください。 ・ 原則として、京都市の費用負担はないものとします。
	広告物の設置期限	広告掲載開始日までに掲載してください。
掲載の基準	関係規定 (必ずお読みください。)	・ 京都市広告事業実施要綱 ・ 京都市広告掲載基準 ・ 京都市屋外広告物等に関する条例 等 ・ 広告内容の業種ごとに定める関係規定・法令 等 ※ 掲載する広告の内容等が、上記関係規定から逸脱している場合は、広告の内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告取扱業者への催告その他何らかの手続きをすることなく、広告を取り消します。
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	特になし
申込手続等	申込資格	広告設置者は、広告やデジタルサイネージに係るディスプレイ等の持込み媒体の設置から広告の表示までを一括して扱える広告代理店等とします。 広告代理店等は、広告掲載申込書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）であって、かつ、下記(1)から(4)に掲げる条件を満たす者とします。

		(1) 申請日から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。 (2) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。 (3) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。 (4) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
	申込方法	・ 広告掲載申込書（京都市広告事業のホームページ（https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html）からダウンロード可）に、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 郵送等の場合は、申込期間内必着としてください。 また、広告、デジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体の設置イメージを記載した書類（A 3 サイズ、カラー、様式自由）を提出してください。 ・ 広告掲載申込書等の受領後、広告事業指名競争入札通知書及び広告事業入札書を令和 8 年 10 月 6 日（火）までに送付します（郵便事情の関係もあるため、同日午後 5 時までに到着しない場合は、道路河川管理課まで連絡してください。）。
	申込期間	令和 8 年 9 月 10 日（木）～ 9 月 30 日（水） 書類の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）行います。
	広告設置者の決定方法	公募型指名競争入札で決定します。 執行日：令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 2 時 （受付は午後 1 時 30 分から） 会 場：京都市役所 ※ 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、予定価格を上回る入札がなく、入札が成立しない場合は、この入札を無効としします。 ※ 詳細は、広告事業指名競争入札参加通知書で再度確認してください。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告設置者とは、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページを参照してください。 ・ 広告設置者には、別途、道路占用許可申請を行っていただ

	きます。 ・ 広告設置までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます。（内容により修正等を指示する場合があります。）。 ・ 申出により、掲載期間中の広告の差替えが可能です（新しい広告物を御用意ください。）。 ・ 契約期間中に広告設置者側の都合により、広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還しません。 ・ 現地の見学を希望される方は、下記問合せ先まで御連絡ください。 ・ 広告掲載の希望があった場合は、広告設置者において直接御相談を受けていただきますようお願いいたします。 ・ 広告内容に関する責任は、広告設置者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告設置者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告設置者の決定後、本媒体への広告掲載者の募集情報及び広告設置者の問合せ先等を、京都市広告事業ホームページ上で公開します。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
お申込み・お問合せ先	京都市建設局土木管理部道路河川管理課（村田・大塚） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 電話番号 075-222-3564 FAX 番号 075-213-0167 E メール dourokasen@city.kyoto.lg.jp